第六条第一項中「第十八条」を「第三十三条」に、「第二条第二項から第五項まで」を「第十七条第二項から第五項まで」に、「第二条第二項から第四項まで」を「第十七条第二項から第四項まで」に改め、同条第二項中「第二条第二項」を「第六条第二項」に、「第二条第一項から第四項まで」を「第十七条第一項から第四項まで」に、「第十八条」を「第三十三条」に改め、同条を第十条とする。

第五条中「第十三条から第十七条まで」を「第二十八条から第三十二条まで」に、「第十三条中」を「第二十八条中」に、「第十四条」を「第二十九条」に、「第十五条」を「第三十条」に、「第十六条」を「第三十一条」に、「選定指針等省令第十七条第一項」を「同条第三項中「第一種湖沼水位調節施設事業」とあるのは「都市計画第一種湖沼水位調節施設事業」と、選定指針等省令第三十二条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第四条中「第四条から第十二条まで」を「第十九条から第二十七条まで」に、「第四条中」を「第十九条中」に、「第五条第一項」を「第二十条第一項」に、「選定指針等省令第六条第一項」を「同項第二号中「対象湖沼水位調節施設事業」とあるのは「都市計画対象湖沼水位調節施設事業」と、選定指針等省令第二十一条第一項」に、「から第八項までの規定」を「及び第六項」に、「第七条」を「第二十二条第一項」に、「選定指針等省令第八条第一項」を「同条第二項中「事業者」とあるのは「都市計画対象湖沼水位調節施設事業」と、「第九条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、「第九条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象湖沼水位調節施設事業」とあるのは「都市計画対象湖沼水位調節施設事業」と」の下に「、同条第二項中「対象湖沼水位調節施設事業」とあるのは「都市計画対象湖沼水位調節施設事業」と、同項及び第四項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と」を加え、「、同条第四項から第六項までの規定中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と」を削り、「第十条第一項」を「第二十五条第一項及び第二項」に改め、「、同条第四項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と」を削り、「同条第五項及び第六項」を「同条第四項」に、「第十一条中」を「第二十六条中」に、「第十二条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条を第八条とする。

第三条中「第三条」を「第十八条」に、「対象湖沼水位調節施設事業」とあるのは「都市計画対象湖沼水位調節施設事業に」とあるのは「都市計画対象湖沼水位調節施設事業に」に改め、同条を第七条とする。

第二条第一項中「第二条第一項」を「第十七条第一項」に、「対象湖沼水位調節施設事業」とあるのは「都市計画対象湖沼水位調節施設事業」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象湖沼水位調節施設事業に」とあるのは「都市計画対象湖沼水位調節施設事業に」に改め、「法第五条第一項第二号」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条第一項第二号」と」の下に「、「対象湖沼水位調節施設事業の」と、「対象湖沼水位調節施設事業が」とあるのは「都市計画対象湖沼水位調節施設事業が」と」を加え、「第五条第一項第四号」を「第五条第一項第七号」に改め、同条第二項中「第二条第一項から第四項まで」を「第十七条第一項から第四項まで」に改め、同条を第六条とする。

第一条の二第一項中「湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十一号。以下「選定指針等省令」という。）第一条の二」を「第十六条の二」に、「第一条の二第一項第二号及び第四号」を「第十六条第一項第二号及び第四号」に改め、同条を第五条とする。

第一条中「環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。第二条第一項において「令」という。）」を「令」に、「環境影響評価法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第四条とし、同条の前に次の三条を加える。

（法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の二第一項の主務省令で定める事項）

第一条　環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。）別表第一の二の項のタの第二欄に掲げる要件に該当する第一種事業が都市計画に定められる場合における当該第一種事業（以下「都市計画第一種湖沼水位調節施設事業」という。）に係る環境影響評価法（以下「法」という。）第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の二第一項の主務省令で定める事項は、都市計画第一種湖沼水位調節施設事業が実施されるべき区域の位置（都市計画第一種湖沼水位調節施設事業であって、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第八条に規定する河川工事として行うものについては、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の三第二号イの施行の場所をいう。第三条第一項において同じ。）及び都市計画第一種湖沼水位調節施設事業の規模（施設が設置される土地の面積及び施設の操作により露出されることとなる水底の最大の投影面積をいう。以下同じ。）とする。

（計画段階配慮事項に係る検討）

第二条　都市計画第一種湖沼水位調節施設事業に係る法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の二第一項の規定による計画段階配慮事項についての検討については、湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十一号。以下「選定指針等省令」という。）第二条から第十条の規定を準用する。この場合において、選定指針等省令第二条中「第一種湖沼水位調節施設事業」とあるのは「都市計画第一種湖沼水位調節施設事業」と、選定指針等省令第三条第一項中「第一種湖沼水位調節施設事業」とあるのは「都市計画第一種湖沼水位調節施設事業」と、「を実施しようとする者」とあるのは、「に係る都市計画決定権者（以下「第一種湖沼水位調節施設事業都市計画決定権者」という。）」と、同条第二項中「第一種湖沼水位調節施設事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種湖沼水位調節施設事業都市計画決定権者」と、「第一種湖沼水位調節施設事業に」とあるのは「都市計画第一種湖沼水位調節施設事業に」と、「実施しない」とあるのは「都市計画に定めない」と、選定指針等省令第四条第一項中「第一種湖沼水位調節施設事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種湖沼水位調節施設事業都市計画決定権者」と、「第一種湖沼水位調節施設事業に」とあるのは「都市計画第一種湖沼水位調節施設事業の」と、「第一種湖沼水位調節施設事業実施想定区域」とあるのは「都市計画第一種湖沼水位調節施設事業実施想定区域」と、「第一種湖沼水位調節施設事業であって」とあるのは「都市計画第一種湖沼水位調節施設事業であって」と、同条第二項中「第一種湖沼水位調節施設事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種湖沼水位調節施設事業都市計画決定権者」と、選定指針等省令第五条第一項及び第二項中「第一種湖沼水位調節施設事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種湖沼水位調節施設事業都市計画決定権者」と、「第一種湖沼水位調節施設事業に」とあるのは「都市計画第一種湖沼水位調節施設事業の」と、同条第四項から第六項までの規定中「第一種湖沼水位調節施設事業都市計画決定権者」と、選定指針等省令第六条及び第七条第一項中「第一種湖沼水位調節施設事業に」とあるのは「都市計画第一種湖沼水位調節施設事業に」と、「第一種湖沼水位調節施設事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種湖沼水位調節施設事業都市計画決定権者」と、同項第三号中「第一種湖沼水位調節施設事業」とあるのは「都市計画第一種土湖沼水位調節施設事業」と、同条第三項及び第四項中「第